

# 「遺言書の基礎知識」

## < 2. 遺言書に書けること >

### g. 遺言による相続分の指定

#### ○遺言できること

遺言で法定相続分とは異なる相続分の指定が行えます。  
また、第三者へ相続分を定める事を委託もできます。

#### ○規定された法律

民法（第九百二条）

#### ○こんな方へお勧め

子供達全員可愛いので皆均等に相続して貰いたいけど、〇〇（例えば長男）は、一番自分の世話をしてくれたので、多めに財産を相続して貰いたいという方。

#### ○補足

他の相続人の遺留分を侵害した場合には、遺留分減殺請求が行われる可能性がある事にご注意ください。

但し、他の相続人が兄弟姉妹（甥姪）という場合には、兄弟姉妹（甥姪）には遺留分減殺請求の権利がありません。

※蛇足ですが、遺留分を考えなくて良いケースの例です

～こんな感じの方～

- ・子供のいない夫婦
- ・夫婦の両親や祖父母等は既に亡くなっている
- ・夫婦の兄弟姉妹は健在

～こんな感じの遺言書～

#### 遺言書

遺言者〇〇は、妻◎◎（@@年@月@日生）に全財産を相続させる。

平成@@年@@月@@日

埼玉県@@市@@番

〇〇（@@年@月@日生）

印